

長期エネルギー需給見通しにおける省エネルギー量の算出根拠に関する追加質問への回答

令和 3 年 6 月

資源エネルギー庁 省エネルギー課

<再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース事務局からの追加質問>

- ・「新築建築物における省エネ性能の向上」とは別立てとなっている「業務用特定エネルギー消費機器の省エネ性能向上」「高効率照明の導入」との重複部分の控除方法を示されたい。
- ・資源エネルギー庁提出資料「長期エネルギー需給見通しにおける省エネルギー量の算出根拠について」の中で示された 2030 年の住宅ストックにおける省エネ基準超の住宅の割合 11.8%の出典を示されたい。

回答

1. 業務用高効率機器の導入との重複排除について

長期エネルギー需給見通しにおいては、2013 年以降に着工された建築物のうち、省エネ基準超の建築物については高効率給湯器及び高効率照明が設置されるものと想定し、各機器について算出した省エネ量を、2030 年における省エネ基準超の建築物とそれ以外の建築物のストック比率（床面積ベース）で按分し、省エネ基準超の建築物に相当する分は「新築建築物における省エネ基準適合の推進」に含まれるものと見なして各機器の導入による省エネ量から控除している。

長期エネルギー需給見通し策定時に見込んだ 2030 年における省エネルギー性能別の建築物ストック床面積を表 1-1 に示す。下表よりストック全体に占める省エネ基準超の建築物の割合を算出すると 8.1%となる。業務部門における高効率給湯器及び高効率照明の導入による省エネ量は、それぞれ 66.5 万 kL、249.0 万 kL を見込んでおり、前述の省エネ基準超の建築物の割合 8.1%を乗じると、それぞれ 5.4 万 kL、20.2 万 kL となる。これを重複分として各機器の省エネ量から控除すると、最終的な省エネ量は、高効率給湯器で 61.1 万 kL、高効率照明で 228.8 万 kL となる。

表 1-1 2030 年における建築物ストック床面積

	無断熱	S55 年基準	H4 年基準	H11 年基準	H25 基準	H25 基準以上
床面積[百万 m ²]	570	237	412	408	213	163
					91.9% ←	→ 8.1%

表 1-2 省エネ量の重複分の控除

	高効率給湯器の導入	高効率照明の導入
省エネ量(重複分控除前)[万 kL]	66.5	249.0
建築物の省エネ対策との重複分	5.4	20.2
省エネ量(重複分控除後)	61.1	228.8

2. 省エネ基準超住宅割合の算出根拠について

長期エネルギー需給見通し策定時に見込んだ 2030 年における省エネルギー性能別の住宅ストック戸数を表 2 に示す。下表よりストック全体に占める省エネ基準超の住宅の割合を算出すると 11.8%となる。

表 2 2030 年における住宅ストック戸数

	無断熱	S55 年基準	H4 年基準	H11 年基準	H25 基準	H25 基準以上
戸数[万戸]	287	2,010	1,088	282	664	580
					88.2% ←	→ 11.8%

以上